

日本ガード(株)を糾弾する

2002年12月9日

豊島区雑司ヶ谷*****

harayuan

Tel: 03-****-****

貴会に於かれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、貴会会員業者によって惹起された残念な事態についてご報告させていただきます。

去る11月12日13時頃、私が自転車で都下小金井市内の都道府中清瀬線を走行中、甲州街道と交差する前原交番前付近にさしかかったところ、工事のため歩道と1車線がふさがっており、バリケードで仮設歩道が設定され、車道は片側交互通行になっておりました。対向車が止められていることを確認して前の車に続いてその場を通過しようとしたところ、交通誘導をしていた1人の警備員が「歩道を通れ」などとわめき散らして、私の自転車に突進してきました。これを避けるべく私は車道右端近くまで寄ったものの、この警備員はわざわざぶつかってきて、私の自転車を転倒せしめるという事態が発生しました。その際私自身の負傷は免れましたが、自転車についてはぶつかった衝撃でサドルが後方にずれ、食いこんだ荷台共々ねじ曲がるという被害を受けました。

この警備員は貴会会員企業である日本ガード(株)に所属する者で、現場から電話で同社に連絡したところ、「警務部長 鈴木正春」なる人物は、いったんは口頭で修理費用の弁償を約しておきながらも、後日交換せざるを得なくなった部品の請求書(金額は約8000円)を送ったところ、「曲がったものを直すのが修理だ、交換部品を弁償するとは言っていない」などと難癖をつけ、弁償を拒否してきました。また、社としての正式な返答を文書で出すよう要求したところ、1週間近く経って「検討の結果、やはり支払いに応じられ

ない」旨の文書が、代表者公印もなく、会社を代表する立場にもない「警務部長鈴木正春」名で送られてきました。

以上が現在に至る事態の経緯ですが、ここには3点の問題があります。

第1は、自転車に対する交通誘導のあり方についてです。本件の当該警備員・業者に限らず、交通誘導に当たる警備員などの民間人はもとより、交通整理に当たる警察官ですら、知らないことが多いようですが、自転車は道路交通法上の「軽車両」であり、車道を走行すべきものと定められております。歩道を通れば他の人車の通行の妨げになるばかりか、接触等が起こればこちらが加害者になってしまいます。もっとも自転車が通行可能な歩道も存在しますが、これはごく限られた条件の下での限定的・例外的なものにすぎません。まして狭くて凹凸だらけの仮設歩行者通路に自転車を通らせること自体、警備員としての安全認識が欠如していると言わねばなりません。すなわちこれは、不法行為を暴力で強要した、警備とはおよそかけ離れた愚行であります。

第2に、当該警備員の、警備員の立場についての無理解・無自覚です。これが、業として警備に携わる者に何らの特権もないことと、権利・自由の侵害、正当な活動への干渉の禁止を明記している警備業法第八条に反することは、言うまでもありません。従って本件は、軽く見積もっても物損事故、厳しく言えば暴行事件であります。

第3に、当該業者です。かかる愚行を働く警備員と、問題解決に対する誠意を欠いた「警務部長 鈴木正春」なる人物を野放しにしているところの、日本ガード(株)の体質及び経営者の管理能力・意志については、当然にも糾弾されねばなりません。

とりわけ第3の点については、当該業者が単に貴会会員であるのみならず、その代表取締役社長・西村年博氏が貴会理事・多摩地区支部長を務めていることに鑑み、本件を貴会に報告し、業界として、同社に対して誠意ある態度で臨むよう、ご指導いただきますようお願いいたします。

追記：本件の経緯については、ホームページ及び印刷物で公表しておりますので、あらかじめご承知おき下さい。